

(別添2)

## 名古屋地方裁判所委員会（第3回）議事概要

### 1 日時

平成16年11月15日（月）午後1時30分～午後5時00分

### 2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

### 3 出席者

（委員） 糟谷則子，加藤愛子，加藤令吉，金井篤子，小島勝彦，小林いく子，志村清一，中野慧子，成田多喜夫，水谷研治，初鹿野正，庄地保，大内捷司（委員長），片山俊雄（敬称略）

（説明者）伊藤新一郎（名古屋地裁部総括判事），田邊三保子（名古屋地裁判事）森島聡（前同），淺井均（事務局長）

（事務担当者）笹本忠男（名古屋簡裁裁判官），鈴木叡毅（民事首席書記官），星一郎（刑事首席書記官），小林篤（名古屋簡裁首席書記官），田中良二（総務課長）

### 4 議題

- 意見交換テーマ「裁判員制度－円滑な導入に向けて国民の理解と協力を得るために裁判所として配慮すべき事項は何か」についての協議，意見交換
- 次回委員会の予定，次回の意見交換テーマの選定等

### 5 議事

- 委員長あいさつ
- 新任委員あいさつ
- 裁判官から意見交換テーマについて説明
  - の説明に対する感想，質問等
- 発言要旨は別紙1のとおり
- 意見交換テーマに関する協議，意見交換
- 発言要旨は別紙2のとおり

### 6 次回委員会の予定

- 次回意見交換テーマ  
「司法制度改革で導入された新たな制度について－心神喪失者等医療観察法，労働審判法，改正行政事件訴訟法を中心として－」
- 次回開催期日  
平成17年6月3日（金）午後1時30分

(別紙1)

裁判官等からの意見交換テーマの説明に対する感想、質問等

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 理由を示さないで、裁判員に選任すべきでない裁判員候補者を選ぶ基準は何か。
- △ 検察官や弁護人は裁判員候補者に質問できないため、裁判官が行う質問の受け答えを聞いて検討することになるが、理由は様々と思われる。
- 裁判員になる人が病気などで欠席したらどうなるのか。
- △ そのために補充裁判員を選任することになる。
- 審理計画を立てるということだが、今までは計画なしに裁判をしていたのか。法令の解釈をすることは、裁判員にも必要と思う。検察官や弁護人が理由を示さないで裁判員に選任しない制度は賛成である。裁判員の欠格事由である心身の故障の判断は難しいと思う。集中審理は裁判員制度を待たず、直ぐにでも実施したらどうかと思う。一般国民は文字を読まない人が増えているので、記録を読んで本当に評議ができるかは疑問であり、声の大きな人に付和雷同する人が出ると思われる。
- 審理計画は、その都度立てるのか。
- △ 今までも審理計画を立てていたが、今までは相手の主張を見て反論し、それに対してまた反論するというスタイルであり、いつ終わるか分からないことも多かった。これに対し、裁判員制度の下では、最初の段階で双方の主張を出してもらうので、具体的な審理日数等が審理の前に把握でき、具体的な審理計画が立てられるシステムが整ったことになる。
- 裁判員制度はシリアスな問題であり、イメージキャラクターの作成はあまり馴染まないと思われる。次元を下げたPRは避けるべきである。司法の権威というのも大事である。
- 裁判員6人と裁判官3人の意見が対立した場合はどうするのか。
- 多数決だが、多数決の結果に裁判官と裁判員がそれぞれ1人は入っていないといけない。
- 候補者を50人と仮定したのは何故か。
- △ 候補者を50人と仮定したのは、辞退、理由を示さない裁判員の不選任、欠格事由者等を避けても選任できる人数という想定がある。
- 裁判員選任の過程が公開されないのは、不透明な部分ではないか。一番大事なところでこのような理由を示さない不選任の条項があるのはよくないのではないか。新聞記者は、取材などから事件関係者と接触があるが、そのような場合は不選任となるのか。
- 選ばれなかった理由は本人には分からない。
- 選ばれなかった人相当数いるので、不選任となったことについての偏見は生じないと思われる。
- 裁判員選任に際し、職業や思想、事件関係者との関係等の調査をするのか。

- △ 事件関係者との関係は、選任時に、質問したりするが、思想信条の調査をすることはない。
- 検察庁は、事件関係者と裁判員の関係が分かることもあるが、裁判所は分からない。
- 選任時のアンケート項目に被害者が身近にいるかといった内容を盛り込むことが考えられ、それにより判断することになる。
- 被告人や被害者本人の利害関係者は裁判員にはなれないということによいか。
- △ アンケート項目ににそのような調査事項を盛り込んだり、裁判官から質問するなどして、判断することになる。
- 選任時には被告人の氏名や事件内容が分かっているのか。
- △ 裁判長から確かめる手続の内では明らかにされることになる。
- 被告人のプライバシーの関係で不利益になるのではないか。
- △ 裁判の対象となるのは、重大事件であり、報道ですでに承知している事件が多いと思う。
- 重大な事件について、素人が4日という短い期間で判決を出してもよいのかと心配である。あまり短いのも問題と思う。モデルとなる期間はどの程度か。
- △ 4日で終わるのは裁判員の方に来てもらう日数であり、審理計画を立てるまでの時間はある程度必要である。裁判員が来て裁判する日数が凝縮されるといったイメージである。
- 裁判員は法律家ではないので、裁判員制度に対する感覚はそれぞれ違っていると思う。制度が成立した以上は、司法制度の在り方や審理方法のPRが必要と思う。
- 素人の集まりなので、4日間でもできるのか心配である。資料を読み返し、試行錯誤して結論を三、四日を出していいのかと疑問に思う。
- 本来であれば裁判官による裁判がよいと思う。法律の素人に緻密、厳密な法律適用ができるかは疑問である。重大事件や組織犯罪は精神的圧力があるのではないかと思う。オウム裁判のような長期裁判は、集中して裁判に出ることは難しいと思う。市民が入ることで、実体的真実が探究されるのか疑問である。審理計画については、起訴状一本主義に抵触しないのか疑問である。

以 上

(別紙2)

意見交換テーマに関する協議、意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

● 各委員の御意見や疑問をお聴きして、私の方で以下の3つの論点に分けたので、それで協議を進めていきたい(各委員了承)。

- ① 裁判員制度導入の意義、必要性について
- ② 国民に裁判員として積極的に参加してもらう上での障害を克服する方法について(雇い主の問題、自営業者の問題、介護・養育の問題、裁判員自身のプライバシーの問題、裁判員の守秘義務の問題、裁判員の信条の問題等)
- ③ 今後の広報啓発活動について(説明の重点は何か、広報の方法等)

○ 施設面についても意見交換されたい。

△ 事件数や裁判部の数に伴う、法廷、評議室、選任室等の必要数については具体的な数は決まっていない。当然必要となる様々な施設は名古屋地裁でも用意することになるが、限られたスペース内でどのように整備するかは現在検討中である。

▪ の論点(裁判員制度導入の意義、必要性)について

△ これまでの事実認定、量刑についてはそれなりの自負はあるが、精密司法でありすぎ、対時間効果で支持されるかとの指摘もある。裁判員制度は、裁判官から見て、そのような点に風穴を空ける制度と思う。裁判官の議論の中に異なるバックグラウンドを持つ裁判員が入ることで、議論の中心をはっきりさせて説明する必要があるが出てくるが、そこで説明しようとしたとき、きちんと説明できないことがあれば、それは裁判官が今まで分かっていたと思っていたことが、本当はまだよく分かっていなかったということになるので、裁判官としては、今までの経験を検証できる機会と思っている。価値観が大きく動く事柄、例えば飲酒運転について、今までの量刑で良かったのかについては多くの方の意見を聞くことが望ましい。色々な価値観を持った方が意見を出し合うことで、生き生きとした議論ができると思う。真の争点を意識し、どうしたら分かってもらえるかを念頭に置いて、最もポイントとなる点に重点を置いた訴訟活動をすることにより時間が短縮され、無駄が省かれると思われる。

○ 裁判員制度の導入は現行の精密司法を変えていく大きな要因となる。国民の司法参加は、民主主義、法の実践に関わり、主権者として主体的に経験するという教育的効果が図れ、公民としての自覚が図れると思われる。また、分かりやすい司法の実現にも繋がると思われる。今は法廷傍聴をしても分かりにくいと思うが、裁判員制度を機に分かりやすく、理解しやすい裁判をすることで、国民の関心も深まると思う。また、現状の職業裁判官による裁判がいいのかとの意見が弁護士会からはあがっていた。主要先進

国において国民が司法手続に参加していないのは日本だけであり、改革の余地があった。この制度を国民に十分に周知し、国民の理解を得て良い方向に進めていきたいと思う。

- どのようなことでも良い面と悪い面があるが、この制度は悪い面が多いと思う。コストを考えているのか疑問である。素人が職責を全うできるとは思えない。裁判官にお任せした方がよいと思っている国民がほとんどだと思ふ。
- 変えることができるのなら、この制度は変えてもらいたい。国民を巻き込むことは一見良さそうだが、そうではない。裁判の矛盾点を変えることは別の方法でできると思う。素人の意見はあくまでも素人の意見である。声の大きい人の意見や感情に引きずられてしまう。
- 裁判員制度には反対である。裁判官の労力も大変だと思うし、裁判員制度についてある人に聞いてみたら、何も意見が出てこなかった。あなた達が選ばれたらどうするかと聞いたら、「そんなことできない。私すぐに喋っちゃう。」といって、消極的な人ばかりだった。専門分野は、専門家に任せるべきである。
- 裁判官と裁判員が同じフィールドに立つことはナンセンスである。先ほどの裁判官の説明にでてきた隘路は、裁判官自らで解決されるべきである。裁判員の名前は公にされないことになっているが、例えば雇用主が喋ったらどうするのかといった二次的、三次的な問題もある。評議においては、そのときにこうだと思っても、声の大きい人に引きずられたりするのではないかと思う。
- この制度には不透明な部分が多いと思うが、裁判員制度がなぜ今日本に取り入れられるのかを考えなくてはならないと思う。お任せ民主主義からの脱却の時期に来ている。裁判はプロの裁判官に任せるとするのは、使い勝手のいい裁判になっているのか。それを克服する方法として、国民を巻き込むことがよいということだと思ふ。しかし、現実の国民にコモンセンスが備わっているかは疑問である。幅を持たせた裁判員の選任、見つけ方が必要と思ふ。
- 今すぐスタートしてできるのかという危惧はある。しかし、国民が主体的に裁判に関与することについて、過渡期の一つの試みとしてスタートすべきであると思ふ。過渡期であるので、裁判官からは親切に教えてもらいたいと思ふ。いきなり殺人事件では荷が重いし、裁判員の身の安全を考えると適当な事件といえるか疑問である。しかし、50年後、100年後の日本を考えると、良い制度と思ふ。
- 経済的には、先進国で国民が司法に参加していない日本は、後進国と同じと見られ、諸外国からの信頼を得にくい状況にある。裁判員制度は民主主義を肌で感じて勉強できる制度と思ふ。先進国からみて、日本は何でもお上にお任せの意識が強いと思われるので、変革のよい機会と思ふ。

- 量刑に慎重になり、必要以上に軽くなったり、事件ごとに裁判員が交替することで公平性を欠く可能性がある。重罪の事件に関わることは不安が残る。くじ引きではなく、自己主張ができるバランス感覚のある裁判員を選ぶ必要があると思う。
  - 制度導入の意義は本質的な論点であり、意見交換を重ねる必要がある。平成13年の審議会の意見書が出されるまでは消極意見が裁判所内にもあったが、歴史の趨勢として、裁判員制度は受けとめなければならない。問題点を一つ一つ検討した上で、現在では、絶対にやれるとの考えに固まっている。私としては、一度選ばれた裁判員が、やりがいのある仕事であると思ってもらえる司法体験ができると思っている。  
裁判員制度と同じように国民が司法に主体的に参加している検察審査会を見ても、微妙な点も極めて的確に判断しており、国民に審理能力がないとは思っていない。裁判員制度は裁判をするという点で検察審査制度とは異なるが、裁判官が入って評議を進めるのであり、十分に審理ができると考えている。
  - 裁判所は、法律を変える思想はあまりないかも知れないが、法を制定しても、変えるべきものは変えるという意見を申し上げたい。
  - イメージが掴みにくいと思うので、模擬裁判をやってみるべきである。
- ・の論点（国民に裁判員として積極的に参加してもらう上での障害を克服する方法）について
- 裁判員制度の施行により、審理計画を立て、集中的に連続開廷するということになるが、法律に実効性を持たせるための規則については、現在制定作業中である。その規則が定まると、法曹三者で法律・規則による運用が協議される。その中で、平均的な重大事件は、3日の審理、1日の評議となるとした場合、その数字が国民にとって負担かどうかという話になる。託児所を作るという話は現在はないので、辞退制度で運用することも考えられるが、世論が託児所に預けてでも制度に参加したいということになれば、託児所も検討することになる。守秘義務については、裁判員を守る制度であると考えている。
  - 整備することは沢山あるが、この制度はコストが掛かりすぎる。しかし、国民は税金を払わない。国民は義務を全く履行していないのに、コストをかけて整備するのは矛盾したことになる。コストをかけて整備しなければならない制度はやめた方がよいと思う。外国でやるから日本でやるという必要はない。
  - この制度を導入するためには、設備や人的態勢の整備を必要とするが、そのコストは政策決定の問題である。
  - 自分たちで裁判をすることがコスト的のどのくらい大変なことかを国民は知る必要である。国は財政的な余裕はない。

- コストはクリアできる問題であり，社会環境の問題が大きいと思う。国民自身が参加しなければならないことを，雇い主がそう思ってくれるかにかかっていると思う。
- 守秘義務の範囲と期間がはっきりしてないのではないか。
- △ 法70条に評議の秘密の内容が記載されており，期間は生涯である。
- 評議を秘密にすることで裁判の公正を担保している。
- えん罪で重要証言が必要なときに，裁判全体を検証する時期が来ると思う。表現の自由，報道の自由があってもよいのではないかと思う。
- 評議の秘密は，裁判員を守るためである。接触禁止も，裁判員がマスコミに追跡され，つい喋ってしまうのはまずいので，合理的規定と思う。
- 評議の結果に納得の行かない裁判員が，評議の内容をメディアを通じて漏らすことが危惧されないか。
- 評議の上では，最初の意見と最後の意見が変わるのは当然である。しかし，結論は大體一つにまとまるものである。
- 裁判員の守秘義務の範囲は広すぎるし，評議の経過というのもどこまで含まれるのかはつきりせず，明確化される必要がある。また，評議が適正になされたかどうかは検証されることが必要であり，評議の経過についてはある程度公表されて批判に曝されるべきものと思われる。
- の論点（今後の広報啓蒙活動）について
- 国民に制度を知らしめるなら，ビジュアルに訴える必要がある。海外との比較を記載し，裁判員の役割や裁判員に期待することを明確にする必要がある。本来の裁判所の存在があまり薄れないようにする必要がある。広報活動ではなく普及啓蒙活動という位置付けにした方がよい。裁判を身近にするといいながら，PR方法が軽んじられている。広報用ビデオでも，現代的な視覚的メディアを使い，価値観が分かるようなものが必要である。裁判所だけで考えるのではなく，広報の専門家にお金を使う必要がある。
- 裁判の権威を落とすことには反対である。面白くないなら，国民はいくらPRしても寄りつかない。こんなにもやりがいがあるということをしてPRする必要がある。
- 長いスタンスで国民を育てる必要がある。自分の頭で考え，意見が言える教育が必要である。子供達にPRが必要である。また，先入観は大きく影響するので，マスコミの報道姿勢についても考える必要がある。
- 大正時代に公布された陪審法の広報は，5年間の周知期間に3300回の講演で124万人を集めている。加えて7本の陪審映画を作成するといった大がかりなものであった。国民主権でない時代でもこれだけの広報活動をしたのだから，今の時代であればもっと周知を行う必要がある。委員の皆さんにも積極的になってもらいたい。大阪では裁判官と検察官が街頭でチラシを配ったこともあった。実際に模擬裁判をやってみて，早く体験してもらいたい。法教育も小さな頃から必要と思う。

以 上